

# フロン排出抑制法説明会

(平成27年4月施行)

入場無料

冷凍空調機器のユーザーの皆様

設備業者の皆様 (施工・保守メンテナンス業者)

フロン排出抑制法により、責務が増えました。関係者の方は、ご参加ください。

平成25年6月、「フロン回収破壊法」が改正され、名称も「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(フロン排出抑制法)と変更され、法律によって、多くの関係者に「遵守すべき事項」が課せられることとなりました。

特に、冷凍空調機器を使用している方々には、新たに「判断の基準」(簡易点検・定期点検の義務、修理しないでの充填の禁止等)が定められ、その基準に従って適正に管理する必要があります。(罰則もあります)

このフロン排出抑制法が、適切に運用されるためには、機器ユーザーの皆様のご理解が不可欠であり、是非、機器ユーザー皆様には、今回の説明会にご参加いただき、より「フロン排出抑制法」の内容をご理解したうえで、適正に機器を管理していただければと思います。

また、設備業者、施工・保守メンテナンス業者、充填回収業者にとっても、証明書類の交付や充填の際の「充填基準の遵守」等の責務が増え、その内容を十分理解する必要があります。(罰則もあります)

そのため千葉県では、千葉県冷凍空調設備協会と(一社)日本冷凍空調設備工業連合会と共催による「フロン排出抑制法」の説明会を開催することになりました。

是非、当該説明会にご参加のうえ、法律の内容をご理解いただき、地球温暖化防止にご協力ください。

1. 主催：(一社)日本冷凍空調設備工業連合会

2. 共催：千葉県 千葉県冷凍空調設備協会

3. 開催日時：平成28年2月4日(木) 午前の部：9:30~12:30  
午後の部：13:30~16:30

4. 場所  
千葉県教育会館 3階 「303」  
千葉市中央区中央4-13-10

● 説明会の内容については、午前の部、午後の部とも同じ内容です。どちらか、ご都合のいい時間帯をお申し込みください。  
(「機器ユーザー」や「設備業者」等、どなたがお聞きになってもいい内容になっています)

5. 定員  
150名(午前、午後とも同じ) ※定員になり次第締め切ります。

6. 申込・問合先  
千葉県冷凍空調設備協会  
TEL : 043-227-4016 FAX : 043-224-4671

7. 内容  
①フロン対策の必要性  
②フロン排出抑制法の概要(何をしなければならないのか)  
③質疑応答

千葉県冷凍空調設備協会 御中

FAX 043-224-4671

## フロン排出抑制法説明会参加申込書

		受付NO	
ふりがな 氏名			
会社名		役職名	
会社住所	〒		
電話		FAX	
E-mail			
業種 (右記いずれかに○印)	機器のユーザー ・ 設備業者 (充填回収業者)		
参加希望会場	千葉会場 (千葉県教育会館)		
参加希望時間 (右記いずれかに○印)	午前の部 ・ 午後の部		

(会場地図)

